

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第3号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</u></p> <p><u>第7条の2 勤務時間等条例第9条の2第1項及び給与等条例第26条の6第1項の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。</u></p> <p><u>（1） 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務</u></p> <p><u>（2） 次に掲げる当直勤務</u></p> <p><u>ア 警察本部又は警察署における警備又は事件の捜査、処理等のための当直勤務</u></p> <p><u>イ 教育又は研修の機関における学生等の生活指導等のための当直勤務</u></p> <p><u>ウ 社会福祉施設等における入所者の生活介助等のための当直勤務</u></p> <p><u>エ 農業に関する学科を置く県立の高等学校の実習施設において養蚕、家畜の飼育又は家きんの育すうについての実習の指導又はその補助等のための当直勤務</u></p> <p><u>オ 農業に関する学科を置く県立の高等学校又は特別支援学校の高等部の実習施設における動物又は植物の管理等のための当直勤務</u></p> <p><u>カ ダムの管理施設における機器等の監視、管理等のための当直勤務</u></p> <p><u>キ 国際航海船舶（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第2条第1項に規定する国際航海船舶をいう。）の内外の巡視、監視等のための当直勤務</u></p> <p><u>2 勤務時間等条例第9条の2第1項ただし書及び給与等条例第26条の6第1項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、前項第2号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命じることができない場合とする。</u></p> <p><u>3 勤務時間等条例第9条の2第2項ただし書及び給与等条例第26条の6第2項ただし書の人事委員会規則で定める場合は</u></p>

、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に勤務時間等条例第9条の2第2項又は給与等条例第26条の6第2項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

(超過勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第7条の3 任命権者は、職員に超過勤務（勤務時間等条例第9条の2第2項及び給与等条例第26条の6第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあつては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間

(ア) 1箇月において超過勤務を命ずる時間について45時間

(イ) 1年において超過勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数

(ア) 1年において超過勤務を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事委員会が定める期間において人事委員会が定める時間及び月数

(2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1箇月において超過勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において超過勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1箇月において45時間を超えて超過勤務を

命ずる月数について6箇月

- 2 任命権者が、特例業務（大規模災害又は重大事故への対処その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合として人事委員会が定める場合も、同様とする。
- 3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、職員に超過勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務）

第7条の2 勤務時間等条例第9条の2第1項及び給与等条例第26条の7第1項の勤務時間の割振りは、始業時刻を午前8時から30分を単位として午前9時までの間に設定することとする。

2 勤務時間等条例第9条の2第1項第1号及び給与等条例第26条の7第1項第1号の人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1号に規定する養育里親（以下「養育里親」という。）である職員に委託されている児童のうち、当該職員が同条第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、当該職員に同条第1項第3号の規定による委託をすることができない者に限る。）とする。

3 勤務時間等条例第9条の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる事業を行う施設又は場所に当該事業を利用する子（勤務時間等条例第9条の2第1項第1号及び給与等条例第26条の7第1項第1号において子に含まれるものとされる者（

（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務）

第7条の4 勤務時間等条例第9条の2の2第1項及び給与等条例第26条の7第1項の勤務時間の割振りは、始業時刻を午前8時から30分を単位として午前9時までの間に設定することとする。

2 勤務時間等条例第9条の2の2第1項第1号及び給与等条例第26条の7第1項第1号の人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1号に規定する養育里親（以下「養育里親」という。）である職員に委託されている児童のうち、当該職員が同条第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、当該職員に同条第1項第3号の規定による委託をすることができない者に限る。）とする。

3 勤務時間等条例第9条の2の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる事業を行う施設又は場所に当該事業を利用する子（勤務時間等条例第9条の2の2第1項第1号及び給与等条例第26条の7第1項第1号において子に含まれるものとさ

以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)を含む。次項を除き、以下同じ。)を出迎え、又は見送るため赴く職員とする。

(1)～(4) [略]

4 勤務時間等条例第9条の2第1項第3号及び給与等条例第26条の7第1項第3号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者(第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)とする。

(1)・(2) [略]

5 勤務時間等条例第9条の2第1項第3号及び給与等条例第26条の7第1項第3号の人事委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

6 勤務時間等条例第9条の2第1項第4号及び給与等条例第26条の7第1項第4号の人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) [略]

(2) 勤務時間等条例第9条の2第1項及び給与等条例第26条の7第1項に規定する早出遅出勤務(以下「早出遅出勤務」という。)を行うことにより通勤による負担が緩和されると認められること。

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等)

第7条の3 職員は、早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間(以下「早出遅出勤務期間」という。)について、その初日(以下「早出遅出勤務開始日」という。)及び末日(以下「早出遅出勤務終了日」という。)とする日を明らかにして、あらかじめ勤務時間等条例第9条の2第1項又は給与等条例第26条の7第1項の規定による請求を行うものとする。

2 勤務時間等条例第9条の2第1項又は給与等条例第26条の7第1項の規定による請求があつた場合においては、任命権者等は、公務の運営への支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障のある日があることが明らかとなった場合にあつては、任命権者等は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 任命権者等は、勤務時間等条例第9条の2第1項又は給与等条例第26条の7第1項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第7条の4 勤務時間等条例第9条の2第1項又は給与等条例

れる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)を含む。次項を除き、以下同じ。)を出迎え、又は見送るため赴く職員とする。

(1)～(4) [略]

4 勤務時間等条例第9条の2の2第1項第3号及び給与等条例第26条の7第1項第3号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者(第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)とする。

(1)・(2) [略]

5 勤務時間等条例第9条の2の2第1項第3号及び給与等条例第26条の7第1項第3号の人事委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

6 勤務時間等条例第9条の2の2第1項第4号及び給与等条例第26条の7第1項第4号の人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) [略]

(2) 勤務時間等条例第9条の2の2第1項及び給与等条例第26条の7第1項に規定する早出遅出勤務(以下「早出遅出勤務」という。)を行うことにより通勤による負担が緩和されると認められること。

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等)

第7条の5 職員は、早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間(以下「早出遅出勤務期間」という。)について、その初日(以下「早出遅出勤務開始日」という。)及び末日(以下「早出遅出勤務終了日」という。)とする日を明らかにして、あらかじめ勤務時間等条例第9条の2第1項又は給与等条例第26条の7第1項の規定による請求を行うものとする。

2 勤務時間等条例第9条の2の2第1項又は給与等条例第26条の7第1項の規定による請求があつた場合においては、任命権者等は、公務の運営への支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障のある日があることが明らかとなった場合にあつては、任命権者等は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 任命権者等は、勤務時間等条例第9条の2の2第1項又は給与等条例第26条の7第1項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第7条の6 勤務時間等条例第9条の2の2第1項又は給与等

第26条の7第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日の前日までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由が生じたときは、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 子育てを行う職員の場合 次のいずれかの事由

ア～エ [略]

オ ア、イ又はエに掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間等条例第9条の2第1項第1号若しくは第2号又は給与等条例第26条の7第1項第1号若しくは第2号に規定する職員に該当しなくなった場合

(2) 介護を行う職員の場合 次のいずれかの事由

ア 当該請求に係る要介護者（勤務時間等条例第9条の2第1項第3号及び給与等条例第26条の7第1項第3号に規定する要介護者をいう。以下同じ。）が死亡した場合

イ [略]

(3)・(4) [略]

2 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までの間に、前項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事由が生じた場合には、勤務時間等条例第9条の2第1項又は給与等条例第26条の7第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。

3・4 [略]

(子育てを行う職員の深夜勤務の制限)

第7条の5 [略]

(子育てを行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第7条の6 [略]

第7条の7 [略]

(介護を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第7条の8 [略]

第7条の9 削除

(子育てを行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第7条の10 [略]

第7条の11 [略]

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第7条の12 前2条（前条第1項第3号から第5号まで及び第2項各号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、これらの規定（第7条の10第3項を除く。）中「第9条の3第2項」とあるのは「第9条の3第4項において準用する同条第2項」と、「第26条

条例第26条の7第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日の前日までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由が生じたときは、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 子育てを行う職員の場合 次のいずれかの事由

ア～エ [略]

オ ア、イ又はエに掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間等条例第9条の2の2第1項第1号若しくは第2号又は給与等条例第26条の7第1項第1号若しくは第2号に規定する職員に該当しなくなった場合

(2) 介護を行う職員の場合 次のいずれかの事由

ア 当該請求に係る要介護者（勤務時間等条例第9条の2の2第1項第3号及び給与等条例第26条の7第1項第3号に規定する要介護者をいう。以下同じ。）が死亡した場合

イ [略]

(3)・(4) [略]

2 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までの間に、前項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事由が生じた場合には、勤務時間等条例第9条の2の2第1項又は給与等条例第26条の7第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。

3・4 [略]

(子育てを行う職員の深夜勤務の制限)

第7条の7 [略]

(子育てを行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第7条の8 [略]

第7条の9 [略]

(介護を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第7条の10 [略]

(子育てを行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第7条の11 [略]

第7条の12 [略]

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第7条の13 前2条（前条第1項第3号から第5号まで及び第2項各号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、これらの規定（第7条の11第3項を除く。）中「第9条の3第2項」とあるのは「第9条の3第4項において準用する同条第2項」と、「第26条

の8第2項」とあるのは「第26条の8第4項において準用する同条第2項」と、第7条の10第1項中「第9条の3第3項」とあるのは「第9条の3第4項において準用する同条第3項」と、「第26条の8第3項」とあるのは「第26条の8第4項において準用する同条第3項」と、同条第2項中「、当該請求」とあるのは「、それぞれ公務の運営への支障の有無又は当該請求」と、同条第3項中「第9条の3第2項若しくは第3項」とあるのは「第9条の3第4項において準用する同条第3項」と、「第26条の8第2項若しくは第3項」とあるのは「第26条の8第4項において準用する同条第3項」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

(超勤代休時間の指定)

第7条の13 [略]

(勤務時間の割振り等についての別段の定め)

第22条 任命権者等は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第3条第1項、第6条、第7条の13第1項及び第3項並びに第8条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、又は県教育委員会の示す基準に従い、勤務時間の割振り、週休日の振替等、超勤代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

の8第2項」とあるのは「第26条の8第4項において準用する同条第2項」と、第7条の11第1項中「第9条の3第3項」とあるのは「第9条の3第4項において準用する同条第3項」と、「第26条の8第3項」とあるのは「第26条の8第4項において準用する同条第3項」と、同条第2項中「、当該請求」とあるのは「、それぞれ公務の運営への支障の有無又は当該請求」と、同条第3項中「第9条の3第2項若しくは第3項」とあるのは「第9条の3第4項において準用する同条第3項」と、「第26条の8第2項若しくは第3項」とあるのは「第26条の8第4項において準用する同条第3項」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

(超勤代休時間の指定)

第7条の14 [略]

(勤務時間の割振り等についての別段の定め)

第22条 任命権者等は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第3条第1項、第6条、第7条の14第1項及び第3項並びに第8条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、又は県教育委員会の示す基準に従い、勤務時間の割振り、週休日の振替等、超勤代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第7条の3第1項第2号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。）」とする。